

障害や発達に課題のある子どもや家族への支援に関する
家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議設置要綱（案）

1. 趣旨

障害や発達に課題のある子どもやその家族（家庭）への支援にあたっては、教育・福祉が連携した支援が求められている。これまでも様々な施策や事業において、教育と福祉が連携して支援することや、家族（家庭）を支援することに取り組んでいるが、地域（地方自治体等）によって体制整備の状況に差異があったり、国の事業が十分に活用されていなかったりする等の状況がある。

令和5年4月に子ども家庭庁が発足したことも踏まえて、子ども家庭庁、文部科学省及び厚生労働省合同で課題の共有・検討等を行う「障害や発達に課題のある子どもや家族への支援に関する家庭・教育・福祉の連携についての合同連絡会議」（以下「合同連絡会議」という。）を設置し、各省庁間の連携体制を構築することで、家庭・教育・福祉が連携した取組の一層の推進を図ることとする。

2. 構成員

子ども家庭庁子ども政策担当副大臣
文部科学副大臣
厚生労働副大臣
子ども家庭庁支援局長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

3. その他

- この合同連絡会議に関する庶務は、子ども家庭庁支援局障害児支援課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において協力して行い、必要に応じて、その他関係者にも参加を求めることができる。
- その他合同連絡会議の運営に関する事項は、必要に応じ合同連絡会議に諮って定める。